

高額介護(予防)サービス費等支給申請について

要介護（要支援）者が支払った介護保険の1割～3割の利用者負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合は高額介護サービス費等として、超えた分が払い戻されます。

◎申請等について

〔支給申請について〕

- 給付の対象予定となる方には、サービス利用月の翌々月の末に、申請書とお知らせの通知を送付します。送られてきた申請書に記入をして申請してください。その後、決定通知書を送付します。
- 原則、申請された月の翌々月の10日（10日が休日の場合、前開庁日）に本人の口座に振り込まれます。※年間上限該当分については振り込み日が異なる場合があります。
- 保険料の未納があり、給付制限を受けている間は、支給されません。
- 1回申請をされますと、翌月以降に高額介護サービス費の対象となった場合、自動的に登録された口座へ振り込みます。
- （注意）・申請不備の場合は、振り込みまでの手続きが遅くなる場合があります。

・申請書に記入された口座を解約しないようにして下さい。

〔支給金額の変更について〕

- 通知文書に記載されている支給予定金額については各種減免認定や請求状況によって変更となる場合があります。

◎利用者負担上限額（支給要件）の考え方

所得に応じた上限額の設定がなされており、上限額を超えた分が払い戻されます。

利用者負担段階区分		利用者負担の上限額（月額）
年収約1,160万円以上		140,100円 (個人、世帯合計)
年収約770万円以上 約1,160万円未満		93,000円 (個人、世帯合計)
年収約383万円以上 約770万円未満		44,400円 (個人、世帯合計)
一般世帯（課税世帯で上記区分者がいない世帯）		44,400円 (個人、世帯合計)
住民税非課税世帯	下記の要件に該当しない方	24,600円 (個人、世帯合計)
	●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●高齢福祉年金受給者	24,600円(世帯合計) 15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない方		15,000円 (個人、世帯合計)

高額介護サービス費等の支給のしくみ

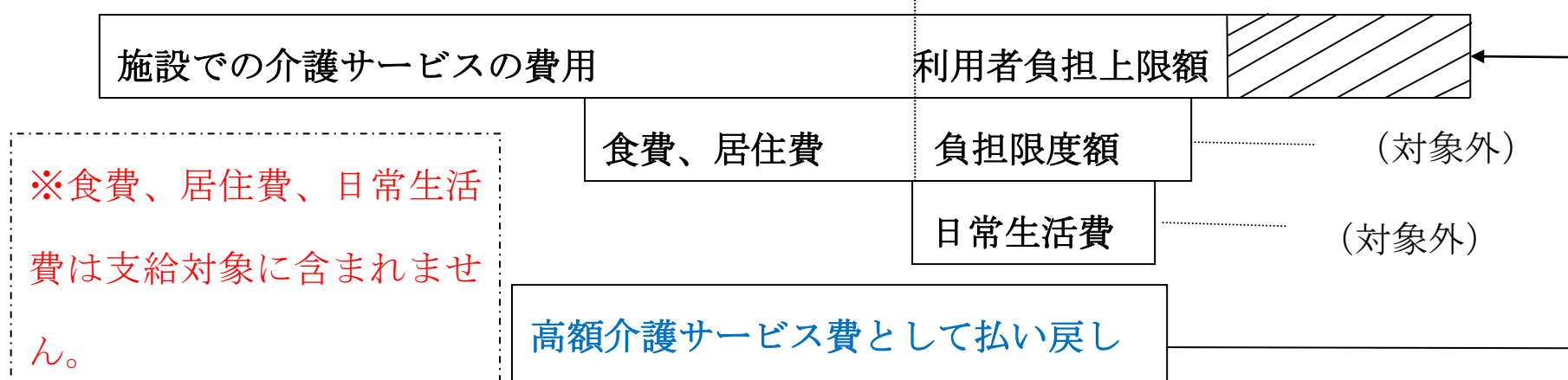
参考（例1）：一般世帯の施設サービス利用者の場合（介護老人保健施設等）

☆利用者負担額

- | | | |
|-------------|---------|---------------|
| ● 施設サービス利用料 | 50,000円 | 高額介護サービス費支給対象 |
| ● 食費 | 20,000円 | 支給対象外 |
| ● 居住費 | 10,000円 | 支給対象外 |
| ● 教養娯楽費 | 3,000円 | 支給対象外 |

50,000円（施設サービス利用料）－44,400円（上限額）＝5,600円（高額介護サービス費支給額）

介護給付（施設介護サービス費） ←————→ ※利用者負担（1割～3割負担）



参考（例2）：住民税非課税世帯で同一世帯に要介護者の配偶者（介護保険利用者負担額27,000円）
 がいる要支援者の場合

☆利用者負担額

● 介護予防通所リハビリ	3,000円	高額介護予防サービス費支給対象
● 介護通所介護相当サービス（総合事業）	3,000円	高額介護予防サービス費相当支給費対象
● 住宅改修	20,000円	支給対象外
● 福祉用具購入	10,000円	支給対象外

※要支援者の上限額の計算 世帯上限額24,600円を按分する。

$$3,000 \div (27,000 + 3,000 \times \text{介護関係の夫婦合計負担額}) = 0.1$$

$$24,600 \times 0.1 = 2,460 \text{円 (上限額)}$$

$$3,000 \text{円 (介護予防通所リハビリ費用)} - 2,460 \text{円 (上限額)} = 540 \text{円 (高額介護予防サービス費支給額)}$$

$$3,000 \text{円 (介護通所介護相当サービス費用)} = \text{高額介護予防サービス費相当支給費支給額}$$

※介護予防通所リハビリの費用が高額介護サービス費の上限額を上回っているため、総合事業分は全て支給される。

介護予防給付、総合事業支給

※利用者負担（1割～3割負担）

